

富山市SDGs推進認定事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市SDGs推進認定事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、本市のSDGsを推進するため、富山市SGDsサポーター登録を受けている企業、法人、NPO団体、市民団体、教育・研究機関等（個人を除く。以下、「企業・団体等」という。）が取り組む事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 富山市SDGsサポーター登録を受けている企業・団体等であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。ただし、市又は市から出資や補助金を受けている団体から財政的支援を受ける又は受ける見込みがある事業及び営利を目的とする事業を除くものとする。

(1) イベント等開催事業

本市のSDGsの普及展開を広く図ることを目的として、実施する次の事業

ア 市内で開催されるイベント（行事、催事）の主催

イ SDGs普及啓発用のツールの作成

(2) SDGsモデル事業

他の企業・団体等と協働して取り組む、SDGs達成に向けた模範的な取組で、以下の要件を全て満たす事業

ア 富山市SDGsサポーター登録を受けている企業・団体等が主体となって、他の企業・団体等と協働し行う持続可能な取組

イ 事業の実施により達成を目指すSDGsのゴールが明確であり、新規に実施する取組又は既存事業を改善・拡充する取組

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費の区分、補助率及び補助上限額は、別表に定めるとおりとする。

ただし、補助対象事業の実施の有無にかかわらず、申請者や他の協働する企業・団

体等が経常的に支出している経費（事務所の賃借料や人件費等）については補助対象外とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、富山市SDGs推進認定事業補助金交付申請書（様式第1号及び様式第1号別紙（SDGsモデル事業のみ））に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）収支予算書（様式第3号）

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、富山市SDGs推進認定事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に富山市SDGs推進認定事業補助金交付申請取下書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行及び収支の状況について市長の要求があったときは、速やかに富山市SDGs推進認定事業補助金状況報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画の変更等の承認）

第10条 補助事業者は、事業計画等の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、富山市SDGs推進認定事業補助金変更交付（承認）申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、富山市SDGs推進認定事業補助金変更交付決定（承認）通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、完了後10日以内に富山市SDGs推進認定事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）事業実績書（様式第10号）

（2）収支決算書（様式第11号）

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第12条 市長は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、富山市SDGs推進認定事業補助金額確定通知書(様式第12号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市SDGs推進認定事業補助金取消決定通知書(様式第13号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、規則第16条の規定により補助金の返還を命ずるときは、富山市SDGs推進認定事業補助金返還命令書(様式第14号)により、補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助事業名	内容	補助率	補助上限額
イベント等開催事業	1 旅費 2 謝礼 3 会場費	1 / 2 以内 （千円未満切り 捨て） ただし、市長が特 別の理由がある と認めた場合は、 定額とする。	10万円 （1申請者が年 度内に申請でき る件数は1事業 とする。）
SDGsモデル事業	4 印刷製本費 5 物品購入費 6 委託費 7 その他事務費	2 / 3 以内 （千円未満切り 捨て）	30万円 （1申請者が年 度内に申請でき る件数は1事業 とする。）